

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年2月2日	浪花観光株式会社(法人番号 9122001021913)代表者 萩野 公一	大阪府大阪市平野区長吉 出戸3丁目1-49	本社営業所	大阪府大阪市平野区長吉出戸3-1-49	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年8月26日及び同年12月9日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が確認された。(1)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	0	0
令和8年2月4日	華瀛国際旅行株式会社(法人番号 6130001062310)代表者 王 継龍	大阪府泉佐野市羽倉崎上 町2-530-1-301	本社営業所	大阪府泉佐野市羽倉崎上町2丁目530-1 マンション舞301号	輸送施設の使用停止(100 日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年11月12日、令和7年6月3日及び同年7月28日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(運輸規則第26条第1項)、(3)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	21	10
令和8年2月10日	明菱興業株式会社(法人番号 3140001044285)代表者 今竹 正 記	兵庫県高砂市米田町米田 1139番地	稲美営業所	兵庫県加古郡稲美町和田字池の下415 番地3号	文書警告(処分日車数40日 車のため、一般貸切旅客自 動車運送事業者に対する 行政処分等の基準3.(6)に よる)	道路運送法第27条第3項	令和7年10月24日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	4	4
令和8年2月10日	加西親栄自動車有限会社(法人番号 9140002062280)代表者 増田 康江	兵庫県加西市大内町609 番地1号	本社営業所	兵庫県加西市大内町610番地5号	文書警告(処分日車数30日 車のため、一般貸切旅客自 動車運送事業者に対する 行政処分等の基準3.(6)に よる)	道路運送法第27条第3項	令和7年11月20日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運送指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)、(6)点検整備関係義務違反【点検整備記録簿等の記載義務違反(道路運送車両法第49条)】(運輸規則第45条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	3	3